

議案第36号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項後段中「同号」を「同条第1号」に、「含む。」と「」を「含む。」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」とに改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。